一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 商標専門委員会

「中華人民共和国商標法改正草案(意見募集稿)」に関する意見

意見項目	修正提案	修正理由
第十四条	下記の通り、下線部分の追加を提案する;	「権益」は法律上保護された利益を主に指して
【登要件】		いるのかもしれないが、権益だけでは広範に解
	「登録出願に係る商標は、顕著な特徴を有し、	される可能性がある。現行商標法や専利法にお
	容易に識別でき、公序良俗に違反してはなら	いても権益のみの文言はなく「合法的権益」とな
	ず、かつ他人の先に取得した合法的権利又は <mark>合</mark>	っていることから、これに合わせるべきと考え
	法的権益 と抵触してはならない。	る。
	別途の規定がある場合を除き、同一の出願人	また、「又は」がどれとどれを並列にしているの
	は、同一の商品又は役務について、一つの同一	か定かでない。
	商標のみを登録しなければならない。 」	
第二十一条	「他の正当な理由がある場合」の明確化を要望	改正草案に関する説明五(二)によれば企業の商
【重複登録	する。	標ブランドのグレードアップ・最適化及び正当
の禁止】		な目的のための出願は規制対象ではないとのこ
第六項		とだが、どのような行為が規制対象から外れる
		こととなるのか例示列挙を希望する。
		なお、馳名商標保護の目的で悪意の出願を抑止
		するために行われる防衛出願については「正当
		な理由」として解釈され運用上も認められるべ
		きである。
第二十三条	下記の通り、下線部分の追記を提案する;	「権益」は法律上保護された利益を主に指して
【先行権利		いるのかもしれないが、権益だけでは広範に解
の保護】	「商標登録出願は、先に存在する他人の権利又	される可能性がある。現行商標法や専利法にお
	は <mark>合法的</mark> 権益を侵害してはならない。	いても権益のみの文言はなく「合法的権益」とな
	他人が先に使用している一定の影響力のある	っていることから、これに合わせるべきと考え
	商標を不正な手段で抜け駆け登録してはなら	る。
	ない。	
	他人が既に登録又は使用し、一定の影響力を有	
	する企業名(略称、商号、グループ名などを含	
	む)、社会組織名は前項でいう「先に存在する	
	他人の権利又は権益」に含まれる。」	

第三十四条

下記の通り、取消線部分の削除と下線部分の追 記を提案する:

「審査の過程において、国務院の知的財産権行 政部門が、商標登録出願の内容に関して説明又 は補正が必要と判断したときは、審査意見書を 発送し、出願人に説明又は補正を要求しなけれ ばならないすることができる。出願人が説明又 は補正を行わないときは、国務院の知的財産権 行政部門の審査決定に影響を及ぼさない。」

出願人が説明、補正ができる機会が行政段階で は復審の 1 回のみに限られている。出願人の便 官や国際ハーモナイゼーションの観点から審査 段階での説明、補正の機会を与えていただきた い。

第三十五条 【申請の拒

絶】

| 下記の通り、下線部分の追記を提案する:

「登録出願に係る商標が、この法律の関連規定 に合致していない場合、又は審査を経て既に受 理された商標登録出願が、いずれかの指定商品 又は役務について受理の条件を満たしていな いことが発覚した場合、国務院の知的財産権行 政部門は出願を拒絶し、公告しない。」

拒絶は指定商品ごとではなく出願ごとであるこ とを明確にする案で、これによって現在の運用 の変更を法定することになる。

この修正によって、出願人が、拒絶をされなかっ た指定商品のみについての商標登録を強く希望 しない等の理由で拒絶を受け入れるケースが一 定数発生し、結果として不使用登録商標を減ら す効果があると思われる。有名商標の冒認出願 が、その有名商標の所有者自身の登録商標とは 非類似の細かい指定商品のみについて公告され た場合、有名商標の所有者の異議申立の負担が 発生する(しかもこの場合は馳名商標の認定が 必要になる)が、そのような負担も防ぐことがで きる。

左記の修正と併せて、第三十四条の修正案とし て、拒絶理由がある出願についての審査意見書 の発送(少なくとも、指定商品の一部について第 二十四条違反(先行商標との抵触)があった場合 に抵触商品の削除補正の機会を与えること)を 義務にすることを提案する。

【拒絶に係 る復審】

第三十八条 | 復審請求期限について、改正案の「15日」か らの延長を要望する。

第四十四条 【絶対的理

由による無

効宣告】

特に在外者は中国弁護士からの連絡・応答に時 間を要する場合が多く、実質的な検討時間が限 られる。検討時間の確保のため左記延長を要望 する。(ご参考:人民法院への提訴期限は「30 日1)

第五十一条		
【取消復		
審】		
第六十一条	第六十一条全体の削除を要望する。	使用状況説明の提出は、権利者のほか、当該説
【商標の使		明を受理・審査する当局の負担を増加させるも
用状況の説		のである。使用状況説明書の審査がどの程度精
明】		緻に行われるかは定かではないが、万一、最も
		問題視されている悪意の冒認出願人による不誠
		実な使用状況説明書の提出が受理されることと
		なれば、結局、問題の抜本的な解決にはなら
		ず、状況の改善は期待できない。これまで、中
		国商標法においては自社ブランドの保護のため
		に不使用商品役務であっても防衛的にそれらの
		商標を出願する行為は、同じく使用を目的とし
		ない商標であっても、いわゆる「悪意」の冒認
		出願とは区別され、取り締まるべき対象から除
		外されて扱われてきていると理解している。し
		かしながら、今回の改正案は、第五条および第
		二十二条の改正案からも、両者の区別が薄れつ
		つある印象を受ける。本改正がなされると自社
		ブランド保護のためにある程度許容されてきた
		商標出願に基づく登録も、本条の説明義務によ
		り使用説明ができず登録から5年で権利が抹消
		されるこことなるため、それら登録抹消された
		商品役務を狙い、ブランドの著名性にただ乗り
		する悪意のある模倣品ビジネスが横行すること
		も想定されるところ、著名ブランド保有者は自
		社登録が無いため迅速な権利行使手段が絶た
		れ、案件対応のために多大な費用と労力をかけ
		ることを強いられることが容易に想像でき、非
		常に懸念している。
		使用義務への関心が不足していることが改正の
		趣旨とのことだが、不使用商標に対する取締ま
		りは既存の不使用取消審判により目的を達成す
		ることは十分に可能である。本改正で最も影響
		を受けるのは真正なブランド保有者であること
		は明白であるため、善意のブランド保有者の合

	理的な自社ブランド保護努力が正しく機能する
	法制度の設計を望む。

(以上)